

# 裁判員センターのすすめ

水橋 孝徳 Takanori Mizuhashi (62期)



## 1 自己紹介:本寄稿にあたって

裁判員センターの2022年度委員長の水橋孝徳です。

私は、2020年4月から3年間、連続3期にわたって裁判員センターの委員長を務めさせていただきました。

裁判員センターでは、これまでも3ヶ月に一度、二弁フロンティアに原稿を掲載させていただいていますが、今回は、これまで委員会を運営してきた立場から、委員会として取り組んできたことや大切にしてきたことを皆さんにご紹介したいと考えています。今回の寄稿が、特に刑事弁護に熱心に取り組みたいと考えている会員の皆さんの委員会に参加していただく機会になれば幸いです。



## 2 特徴その1:研さんの機会が豊富

裁判員センターにおいて何よりも大切にしているのは、所属している委員・幹事自身が高いスキルを維持すべく、刑事弁護の研さんを重ねることです。そのために、裁判員センターではいくつもの取組を行っています。

最も特徴的なのは、研修PTを設置し、会員に向けた各種研修を主導していることです。研修PTが設置されたのは、2014年ですが、以降、毎年全会員に向けた各種の研修を計画的に実施してきました。2022年度に裁判員センターが主催あるいは開催に協力した研修としては、

- ・模擬法廷を利用しての実演型の法廷技術研修
- ・模擬接見を含む、捜査弁護研修
- ・模擬公判前整理手続と、これを踏まえての尋問等の実演研修
- ・実際に法曹三者と市民を招いての模擬評議とその振り返り
- ・控訴審弁護研修
- ・検察官、裁判官から見た弁護活動の評価を受ける講演

などが挙げられ、また、これらの研修に限られません。これらの研修では裁判員センターの委員・幹事の先生方も、講師やスタッフとして主体的に関わってくれています。

若い先生方の中には、研修を実施する側に回ることができるだろうかと不安を持つ方もいるかもしれませんが、それぞれのスキルに合った形で研修の実施に協力していただいているのでご心配に

は及びません。あるいは、受講生側としてこれらの研修に参加をしてもらうことも当然歓迎されますので、研修の情報にいち早く触れる機会として委員会に参加して下さっている先生もいるように見受けられます。さらに、裁判員センターの研修の中には、将来的に研修の講師になれるよう、中堅・若手を対象とした講師養成を行う研修も用意されていて、講師側のスキルアップの機会も大切にしています。

第二東京弁護士会は、全国の単位会の中でも刑事弁護に熱心な会であると自負していますが、その最先端の情報に触れることができるのは、裁判員センターの大きな特徴です。

刑事弁護のスキルアップの取組という観点では、毎月開催される委員会の全体会において、「事例報告」と「研究報告」の機会を設けているのも非常に大きな特色です。

第二東京弁護士会の委員会の多くは、「全体会」と言って、月に1度、全委員・幹事が集まる会議を設けています。その中では、弁護士会の運営のために必要な様々な事項が協議・検討されます。裁判員センターも同じです。

ただ、裁判員センターでは、全体会でも実践的な刑事弁護の知見の共有を行い、広く委員・幹事の先生方に実務的な知見の共有を行おうと心掛けています。

取組の1つが「事例報告」です。裁判員センターでは、第二東京弁護士会の会員が国選弁護人として担当している事件の情報を収集しています。この情報を元に、毎月副委員長の先生方が持ち回りで係属中の事件を選択し、その報告を行うのが事例報告です。事例報告においては、当該事件で問題となった論点にスポットを当てて議論をすることもありますし、事件全体の紹介・振り返りがなされることもあります。

もう1つの取組が「研究報告」です。研究報告においては、係属中の事件に限らず、広く刑事弁護を実践するのに有益な情報の共有を行っています。例えば、2022年度に扱ったテーマとしては、

- ・少年法改正・刑法改正などの法改正を共有するもの
- ・刑事弁護のIT化を中心に現代的な取組を紹介するもの
- ・司法面接の制度及びその結果作られた証拠の証拠能力を議論するもの
- ・裁判員対象事件と非対象事件の併合事件における量刑弁論に当たって留意すべき点を検討するもの
- ・会員の成果でもある無罪事件報告を受けるもの

など、その内容は多岐にわたります。あるいは、私が委員長を務めている過去2年の間には、例えば、

- ・弁護士会の副会長や司法研修所教官の仕事を紹介してもらうもの
- ・季刊刑事弁護などの法律雑誌を読み合わせる形で紹介するもの
- ・裁判員裁判における令状に関する裁判例を検討するもの

など、様々なテーマを取り扱ってきました。いずれにしても、広く、刑事弁護の最先端の議論に触れることができるようにしています。

事例報告と研究報告については、毎月の全体会の中でそれぞれ約30分間の時間を設け、充実した討議が行われるよう努めています。コロナ禍においても、全体会には多くの方に参加していただきましたが、参加者に何か役に立つ情報を持ち帰ってもらおうと努めていたことが、その1つの要因になっていたのであろうと受け止めています。



### 3 特徴その2:裁判所・検察庁との議論に参加できる

裁判員センターにおいては、裁判所・検察庁との協議会に委員・幹事の先生方を推薦しています。その中には、国選弁護連絡協議会や東京地裁刑事部との懇談会のように、公的な協議会の色彩の強い会議もありますが、そればかりではありません。より具体的な事件に即した協議の場面もあります。

その1つが、裁判員裁判の反省会への出席です。東京地方裁判所をはじめとした多くの裁判所では、第一審で行われた裁判員裁判について、事件終了後に法曹三者で「反省会」という名の振り返りの機会を設けています。裁判員センターでは、その反省会に、事件を担当した弁護士以外の会員にオブザーバーとしての出席をしてもらっています。この反省会に出席することにより、自分が実際には担当していない事件を追体験し、当該事件で問題となったテーマについての共有を得る機会ができることとなります。なお、各反省会の結果については、毎月行われる全体会において、出席者からの簡易な報告を受け、委員会全体でも知見を共有するよう努めています。

もう1つ、具体的な事件について追体験をする機会となるのが、「裁判員経験者との意見交換会」です。東京地方裁判所では、定期的に、実際に裁判員として刑事裁判に参加した裁判員経験者を招いて意見交換会を行う場を設けています。この意見交換会では、東京地方裁判所の部総括判事1名が司会を務め、複数の裁判員経験者、東京地方裁判所所属の裁判官、東京地方検察庁所属の検察官、東京三会の関連委員会の弁護士が参加し、毎回異なる特定のテーマについて意見交換を行います。そこでは、具体的な事件を通じて、裁判員の方が実際に当事者の訴訟活動をどのように受け止めたか、忌憚のない意見が生の声で紹介され、その上で法曹三者がその意見を踏まえた議論を行っています。第二東京弁護士会では、その参加者を裁判員センターから推挙することとなっています。裁判員経験者の実際の声を聴くことができるのは、非常に限られた貴重な機会です。

なお、コロナ禍になってから2022年の途中までは、裁判員経験者との意見交換会は感染予防の観点から中止されていました。しかし、2022年夏頃からはこれが再び開催されるようになっていて、私自身も2023年2月に意見交換会に参加することを予定しており（注：本原稿は2023年1月に執筆したものです）、今からその参加を楽しみにしています。

このように、裁判所・検察庁との間でなされる

生の議論を見聞きすることができるのも、委員会活動の1つの大きな特徴です。1人で事件処理をしていても中々リーチすることのできない機会が、裁判員センターの活動では予定されています。



#### 4 特徴その3:若手会員を中心とした風通しの良い雰囲気が大切にされています

裁判員センターは、全体として非常に若く闊達な雰囲気です。私は司法修習62期ですが、私の前の委員長は61期、その前の委員長は63期でした。副委員長の先生方の多くは60期台中盤以降で、中には70期台の副委員長もいます。委員会のそもそものコンセプトが、裁判員裁判に関する事件情報の収集及び検証活動を行うことによって、委員・幹事はもちろん、広く会員のスキルアップを実現しようというものですから、様々な意味で自由で闊達な議論がなされています。

以前は弁護士会に集まって対面で委員会を実施しており、定期的に顔を合わせての交流の機会がありましたが、コロナ禍によってそのこと自体は大きく規制を受けることになりました。そこで、昨年、70期の副委員長が中心となって、コミュニケーションツールを利用した若手会員の交流の場を作ってくれました。そこでは、今抱えている刑事事件の事件相談を中心に、日々様々な議論が飛び交っています。いわば、刑事弁護フォーラムのメーリングリストを、裁判員センター版に焼き直してよりハードルを下げたもの、といえるかもしれません。

以前は委員会で合宿を行っていました。一泊二日で関東近県の宿泊施設に赴き、テーマをもって研究課題に取り組むとともに、委員・幹事の交流の場を設けていました。こちらもコロナ禍で大きな制約を受けてしまいましたが、最近になってようやく様々な社会活動が認められるようになってきましたので、正副委員長の間では、是非合宿企画を復活させたいと協議しているところです。

刑事弁護の先輩方とも率直な議論ができるの

は、裁判員センターの大きな特徴です。著名な神山啓史先生（桜丘法律事務所）が、若手会員に交じって様々なコメントをしてくれるのをはじめとして、経験豊富なベテラン・中堅の弁護士が委員会の運営や研修の開催に協力してくれています。また、全体会には裁判官の職歴のある先生方も参加してくれていますので、前記の事例報告や研究報告に際しては、裁判官目線での貴重な意見をいただくこともできています。

ご承知のとおり、裁判員裁判対象事件の相当割合は、捜査段階から国選弁護人の2人目選任が認められています。委員・幹事の各先生方の距離が近いため、委員会内での共同受任も活発になされています。若手の先生が1人目で選任を受けた後に、経験や知見を求めて2人目を先輩弁護士に頼むこともありますし、逆に中堅以降の先生が機動力を求めて行動力のある熱心な若手会員に声をかける例も見受けられます。あるいは、裁判員裁判に限らず、私選弁護活動を共同受任する例もあるようで、委員会活動のみならず、事件処理においても会員相互の連携が生まれています。そのことが、自由で風通しの良い雰囲気醸成に繋がっていると、嬉しく見えています。



## 5 終わりに:是非一度 ご参加ください

第二東京弁護士会には、様々な委員会があり、いずれの委員会も熱心な活動をしている先生方が所属しています。

その中において、裁判員センターでは、前記のとおり、裁判員裁判という制度を通じて刑事弁護の適正化を実現することを目的とした活動をしており、そのためにも自分たち自身が大いにスキルアップしなければならないと考えています。広く様々な先生方と交流し知見を得る機会になりますので、是非一度裁判員センターの活動に参加なさってみてください。興味がある方は、既に裁判員センターで活動をしている先生にお声がけをいただくか、あるいは第二東京弁護士会人権課の担当事務局にご連絡をいただく方法でも構いません。

参加資格は、刑事弁護に取り組んでみたいという意欲だけです。裁判員センターという委員会が、広く会員の先生方が交流できる場になればと願っています。

